

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件四件 四四
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 四四
- 保安林の指定をする件二件 四五
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件五件 四五
- 道路の区域を変更する件二件 四六
- 道路の供用を開始する件 四七

公 告

- 福島県情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 四八
- 一般競争入札を行う件 四八
- 落札者を決定した件 四九
- 福島県公安委員会 福島県公安委員会 四九
- 道路交通法による指定講習機関として指定を受けた者から変更の届出があつた件 四九
- 道路交通法による運転免許取得者等教育の認定を受けた者から変更の届出があつた件 四九
- 道路交通法による運転免許取得者等検査の認定を受けた者から変更の届出があつた件 四九

告 示

福島県告示第六百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十月三

日から令和八年二月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和七年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前） マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 熊谷 美知雄

（変更後） マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 大南 淳二

宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号

三 変更した年月日

平成二十八年十月二十四日

四 届出年月日

令和七年九月二十五日

五 届出をした者

有限会社ケーディーエス

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十月三日から令和八年二月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和七年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前） マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 大南 淳二

（変更後） 宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号

マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 打海 直也
宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号

三 変更した年月日
令和五年三月一日

四 届出年月日

令和七年九月二十五日

五 届出をした者

有限会社ケーディーエス

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月三日から令和八年二月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 有限会社ケーディーエス

代表取締役 工藤 ミイ子

福島県福島市町庭坂字新林十九番地の三

(変更後)

代表取締役 工藤 勝重

福島県福島市町庭坂字新林十九番地の三

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 打海 直也

宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号

(変更後)

代表取締役 小林 健太郎

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号

三 変更した年月日

1 令和六年一月二十六日

2 令和六年三月一日

四 届出年月日

令和七年九月二十五日
届出をした者
有限会社ケーディーエス

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月三日から令和八年二月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) イオンビッグ株式会社

代表取締役 小林 健太郎

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号

(変更後)

代表取締役 三浦 弘

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号

三 変更した年月日

令和七年三月一日

四 届出年月日

令和七年九月二十五日

五 届出をした者

有限会社ケーディーエス

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、雄国山麓土地改良区から令和七年九月十七日付けで申請のあった定款の変更について、同月十二日認可した。

令和七年十月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

(一) 主伐は、択伐による。

南相馬市原町区小沢字小沢二の一、四、二一の五、二四の三、二四の五、二五の二、二六の二、二七、二八の二、二八の三、二九、三〇、三一、三四、三五、三六の一、三八、三八の二、三八の三、三九、三九の二、四〇の一、四一の一、四二、四二の二、四三、四五の一、四五の二、四六、四七、四九の一、四九の一から四九の一三まで、四九の一六、四九の一七、五一の一から五一の四まで、五二の一から五二の三まで、五四の一から五四の六まで、五五の一から五五の三まで、五六の一から五六の三まで、五七の一、五七の二、五九の五、五九の六、九九の二から九九の四まで、一〇〇の二から一〇〇の四まで、一〇一、一〇二、一〇三の二、一〇五の一、一〇五の二、一〇六、一〇七の一、一〇七の二、一〇八、一〇九、一一一、一一三、一一四、一六から一九まで、一二一、一二二、一二三の一から一二三の三まで、一二四の一から一二四の七まで、一二五、一二六の一、一二六の三、一二六の四、一二七の一、一三〇の一から一三〇の三まで、一三二の一、一三四の一、一三五、一三六の一、一三六の二、一三八の五、一三八の六、一三九の八、一三九の一、一四二の五、一四二の六、一四三の七、一四五の八、一四五の九、一四六、一四七の二から一四七の四まで、一四八、一四八の二から一四八の四まで、一四九、一四九の二から一四九の四まで、一五〇の一から一五〇の五まで、一五一の一、一五一の二、一五六の一から一五六の三まで、一五七、一五八、一五八の二、一五八の三、一六〇の一、一六〇の二、一六一の一、一六一の二、一六一、一六二の二、一六三の三、一六三の一から一六三の五まで、一六四、一六五、一六五の二から一六五の八まで、一六六の一から一六六の三まで、一六七の一、一六七の三、一六八の一、一六八の三、一六八の四、一七〇、一七一、一七二の二、一七二の一、一七二の三、一七四から一七六まで、一七七の一から一七七の五まで、一七九、一七九の二、一八〇、一八〇の二、一八一、一八四の一、一八四の三、一八九の一から一八九の四まで、一九二、一九三、一九四の一、一九四の二、一九五、一九六の一から一九六の三まで、一九八の一、一九八の二、一九九、二〇〇

の一、二〇〇の三、二〇二の一、二〇二の二、二〇五の二から二〇五の三まで、二〇七の一、二〇七の二、二一一の一から二一一の三まで、二一四の二、二一五の一、二一五の三、二二五の四、二二九、二二二、二二三の一、二二三の二、二二六の一、二二六の二、二四五の四、三四五の七、三四六の一、三四六の二、三四七の一から三四七の三まで、三四八の一、三四八の二、三四九の一、三四九の二、三五〇の一、三五〇の二、三五一の一、三五一の二、三五二から三五七まで、三五九の二、三六〇の二から三六〇の四まで、三六六、三七九から三九七まで、三九九、四〇〇

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を郡山市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

後藤一平 宗像常松 宗像良吉

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和七年農林水産省告示第千二百九十三号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第六百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

押部利壽 目黒一士 菅家初太郎 青柳リツ子 雪下福次郎 菅家金六 渡部洋子 横田新 横田好雄 横田俊郎 横田長久 横田國雄 高根沢泰 山内映雄 渡部嘉一 渡部清太郎 渡部日出子 渡部利一 鈴木秀勇 栗城ミシノ 長谷川亨 横山一伊 株式会社福島県農工銀行

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和七年農林水産省告示第千三百十七号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第六百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

斉藤善右エ門 熊谷勝善 遠藤佳夫 菊地午治 石井子之太郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和七年農林水産省告示第千三百二十四号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第六百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を

更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を平田村役場の掲示場に掲示した。
当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

熊谷茂 川野辺金吾 太田リイ 太田清盛 坪井弘 坪井美義 芳賀豊

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年福島県告示第百九十二号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を古殿町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

小沢一康 塩田昭二 岡部勲 岡部春雄 野崎重光 大越慶久 鈴木啓次 水野岩雄

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第千三百十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和七年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

変更前 敷地の幅員 延 長

路線名	区 間	変更後の 変更前 の別	（メートル）	（メートル）
一般国道 二九四号	白河市東小丸山七七番 二地先から 同 市横町六番地先ま で	変更前	一四・六〇 一四・六三・〇	二一・一七一・〇
	白河市東小丸山九五番 四地先から 同 市横町六番地先ま で	変更後	一五・七〇 一五・七三・〇	二一・〇一〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和七年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道高萩 牆線	東白川郡塙町大字那倉 字矢塚一五六番一地先 から 同 郡同町大字片貝 字滝ノ入八二番一地先 まで	変更前	五・一〇 二五・五 六・六〇 三二・八	一、九〇八・〇 一、八二〇・〇
		変更後	六・六〇 三二・八	一、八二〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建

設事務所で令和七年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道高萩塩線	東白川郡塙町大字那倉字矢塚一五六番一地从先から 同 郡同町大字片貝字滝ノ入八二番一地先まで	令和七年一〇月三日

(道路計画課)

公 告

公告第百八十九号

福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」という。）第三十四条の規定により、令和六年度における各実施機関の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和七年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

1 公文書の開示請求の状況

(1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	請 求 件 数
県 政 情 報 セ ン タ ー	5,594
県 政 情 報 コ ー ナ ー	5,675
出 先 機 関 窓 口	2,472
警 察 情 報 セ ン タ ー	356
合 計	14,097

注

- (2) 実施機関別の内訳
- (単位 件)
- 「請求」とは、条例第5条の規定による公文書の開示の請求をいう（以下同じ。）。
 - 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
 - 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
 - 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人の窓口をいう。
 - 「警察情報センター」とは、福島県警察情報センターに設置された窓口をいう。

実 施 機 関 の 区 分		請 求 件 数
知 事 官 庁	総 務 部	273
	危 機 管 理 部	422
	企 画 調 整 部	179
	生 活 環 境 部	181
	保 健 福 祉 部	714
	商 工 労 働 部	508
	農 林 水 産 部	3,978
	土 木 部	6,022
	出 納 局	9
	企 業 局	55
	小 計	12,341
教 育 委 員 会		744

公 安 委 員 会	0
警 察 本 部 長	356
選 挙 管 理 委 員 会	518
監 査 委 員 員	0
人 事 委 員 会	26
労 働 委 員 会	0
収 用 委 員 会	2
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0
病 院 事 業 管 理 者	5
公立大学法人福島県立医科大学	68
公 立 大 学 法 人 会 津 大 学	37
合 計	14,097

2 公文書の開示の決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

決 定 等 区 分		件 数
開 示	全 部 開 示	10,293
	一 部 開 示	3,422
	小 計	13,715
不 開 示		244

う ち 公 文 書 の 不 存 在	172
請 求 の 取 下 げ	135
却 下	3
合 計	14,097

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第7条に規定する不開示情報区分	一部開示	不 開 示	合 計
条例第7条第1号 (法令秘情報) 又は旧条例第6条第1号	1	1	2
条例第7条第2号 (個人情報) 又は旧条例第6条第2号	1,278	20	1,298
条例第7条第3号 (事業情報) 又は旧条例第6条第3号	2,288	40	2,328
条例第7条第4号 (犯罪捜査等情報) 又は旧条例第6条第4号	26	1	27
旧条例第6条第5号 (国、地方公共団体等関係情報)	5	0	5
条例第7条第5号 (審議、検討等情報) 又は旧条例第6条第6号	61	3	64
条例第7条第6号 (事業執行過程情報) 又は旧条例第6条第7号	253	7	260
旧条例第6条第8号 (合議制機関等関係情報)	0	0	0
合 計	3,912	72	3,984

460

第614号

福 島 県 報

令和 7 年10月 3 日 金曜日

注

1 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示（公文書の不存在を除く。）の決定件数の合計と一致しない場合がある。

2 条例第7条に規定する不開示情報の区分の欄に掲げる旧条例第6条各号は、条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開条例（平成2年福島県条例第41号）第6条各号を示す。

3 審査請求の状況

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求に対する裁決の状況等は、次のとおりである。

(1) 件数

(単位 件)

審 査 請 求	裁 決	決					取下げ	審理中
		却下	棄却	認容	一部認容	小計		
前年度からの繰越件数	当該年度中にあった新規件数							
25	6	1	4	2	4	11	1	19

(2) 件名等

審査請求の提起年月日	件 名	裁決等の区分
令和4年1月5日	「双葉原子力地区の開発ビジョン」の不開示決定	棄 却
令和4年4月14日	「令和3年3月1日～5月31日までの間に産業医が実施した作業場等の巡視結果等が分かる資料」の不開示決定	棄 却
令和4年6月1日	「急傾斜事業と助成事業に関わる資料について」の不開示決定	棄 却
令和4年6月25日	「令和3年4月1日～6月30日までの間に衛生管理者が実施した作業場等の巡視結果等が分かる資料」の不開示決定	棄 却

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和4年8月12日	「原子力関係部局長会議の開催結果」の一部開示決定	認 容
令和4年12月16日	「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金審査結果（令和3、4年度）」及び「福島県県内避難者・帰還者心の復興事業補助金審査結果（令和3、4年度）」の一部開示決定	一 部 認 容
令和5年1月9日	「職員の県に対する賠償責任の有無及び求償に関する審査結果について」の一部開示決定	認 容
令和5年1月10日	「令和4年11月28日付け福監第267号の通知に至った監査委員協議会の会議録及び会議資料の全て」についての不開示決定	一 部 認 容
令和5年3月1日	「小野富岡線・（仮称）五枝沢2号トンネル工事に関する総合評価方式入札結果等」の一部開示決定	一 部 認 容
令和5年3月6日	「海岸保全施設整備備工事に係る積算書等について」の一部開示決定	一 部 認 容
令和5年3月20日	「理事長選考会議の議事録（音声データ）」の不開示決定	審 理 中
令和5年4月11日	「福島県職員措置請求に関する資料」の不開示決定	審 理 中
令和5年6月19日	「土壌汚染対策法に基づき提出した申請書」の一部不開示決定	審 理 中
令和5年6月27日	「職員の県に対する賠償責任の有無及び求償に関する審査結果について」の一部開示決定	審 理 中
令和5年9月4日	「災害救助法に基づき避難者に提供された借り上げ住宅（みなし仮設住宅）家賃の東京電力への求償に関して国（内閣府・復興庁）と行った協議の資料（議事録、電子メール、配布資料）」	審 理 中

	の一部開示決定	
令和５年９月２８日	「福島県借上げ住宅賃貸借契約において、県が〇〇〇〇〇〇に過払いした金額・月日・原因と回収した月日・金額・回収に要した費用が分かる資料」の開示決定	審理中
令和５年１０月１３日	「記者クラブの名簿（記者氏名、最新のもの）」に対する一部開示決定	審理中
令和５年１１月２日	「大学と労働組合が行った団体交渉や話し合いの文書（要求書、回答書、議事録等）。２０２２年度以降分。」の開示決定	審理中
令和５年１１月１４日	「令和４年６月７日〇〇〇〇〇〇との民事調停成立後、〇〇〇〇〇から福島県へ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円が返還された事実が分かる資料」の開示決定	審理中
令和５年１１月２４日	「農林水産部が令和５年１０月に作成した公文書の作成に係る決裁や目的等に関する公文書」の開示決定	審理中
令和６年３月１５日	「〇〇〇〇〇〇に対する県借上げ住宅賃料誤払い回収に要した全費用」の開示決定	審理中
令和６年３月１５日	「〇〇〇〇〇〇に対する調停申立書と調停調書の調停条項」の開示決定	審理中
令和６年３月１５日	「〇〇〇〇〇〇から借上げ住宅賃料誤払い金が返還された年月日と金額の分かる公文書」の開示決定	審理中
令和６年３月１５日	「〇〇〇〇〇〇への借上げ住宅賃料誤払い金回収に対し送達した督促状等の発送日等のわかる資料」の開示決定	審理中
令和６年３月１５日	「平成２４年度から現在までの借上げ住宅債務者台帳」の開示決定	審理中

令和6年6月26日	「福島県借上げ住宅の滞納情報の管理・回収に係る事務処理要領第3条の5に基づく債務者○○○○○との交渉記録と土木部長との協議記録」の不開示決定	審理中
令和6年9月30日	「空間線量と表面汚染量測定結果」及び「5月21日の空間線量、表面汚染量とその対応について」の不開示決定	却下
令和7年1月9日	「東日本大震災に伴う避難により印鑑の登録及び証明に係る手続きについて、福島県知事が郵送できる旨を解釈した文書」の不開示決定	審理中
令和7年1月15日	「令和3年度第1回、第2回、令和4年度第1回、第2回、第3回の福島県森林審議会森林保全部会議事録」の一部不開示決定	審理中
令和7年2月18日	「寄付により整備された道路（県道矢吹～千五沢（現小野）線の道路管理者（福島県知事宛）の寄付願、上地願、寄付採納書が分かる一切の資料）」の不開示決定	審理中
令和7年3月19日	「令和3年2月22日に行われた中止の説明と弁明の音声データおよび当該工事に関連するその他の打ち合わせを記録した音声データ全て」の不開示決定	審理中

(文書法務課)

公告第190号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか12施設の電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年10月3日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県会津家畜保健衛生所ほか12施設で使用する電気 予定数量7,122,500kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和8年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所 福島県会津家畜保健衛生所（福島県会津若松市高野町大字上高野字村前90番地）ほか12施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年10月29日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県農林水産部農林総務課

電話024-521-7392

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和7年10月3日（金）から同月29日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月13日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年10月10日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和7年11月13日（木）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁西庁舎7階 717会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年11月12日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単
価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）
及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一
月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使
用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に
記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1
円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落
札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である
かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載
すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply
for use at Aizu Livestock Hygiene Service Centre and 12 other facilities
(Planned annual power consumption: 7,122,500 kWh)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 13 November 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 12 November 2025
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Agriculture,
Forestry and Fishery Section, Agriculture, Forestry and Fishery Department,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City,
Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7392

（農林総務課）

公告第191号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと
おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規
則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年10月3日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ノート型パソコン 591台

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

- 令和7年9月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
73,786,350円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年6月27日

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第78号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和7年10月3日

福島県公安委員会委員長 山本真一

届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変更前	変更後
常交自動車学校	代表者の氏名	高野 公秀	高野 康央

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第79号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者等教育を行う者から、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和7年10月3日

福島県公安委員会委員長 山本真一

届出に係る運転免許取得者等教育の認定を受けた者の名称及び変更した事項

名称	変更した事項	変更前	変更後
常交自動車学校	代表者の氏名	高野 公秀	高野 康央

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第80号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者等検査を行う者から、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和7年10月3日

福島県公安委員会委員長 山本真一

届出に係る運転免許取得者等検査の認定を受けた者の名称及び変更した事項

名称	変更した事項	変更前	変更後
常交自動車学校	代表者の氏名	高野 公秀	高野 康央

（運転免許課）